

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月20日
【会社名】	株式会社富士通ゼネラル
【英訳名】	FUJITSU GENERAL LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 齋藤 悦郎
【本店の所在の場所】	川崎市高津区末長三丁目3番17号
【電話番号】	044(866)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営執行役 コーポレートコミュニケーション室長 加納 俊男
【最寄りの連絡場所】	川崎市高津区末長三丁目3番17号
【電話番号】	044(861)7627
【事務連絡者氏名】	経営執行役 コーポレートコミュニケーション室長 加納 俊男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月16日開催の当社第103期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき16円 総額1,674,732,000円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月17日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、斎藤悦郎、庭山弘、酒巻久、寺坂史明、桑山三恵子、前原修身、山口裕久、小田直、長谷川忠、横山弘之、杉山正樹の各氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、西村泰夫氏を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の業務執行取締役6名に対し、役員賞与総額55,589千円を支給する。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

取締役（社外取締役を除く）に対し、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする従来の「勤務継続型」に加え、当社取締役会が予め設定したサステナブル経営の評価指標達成を譲渡制限解除の条件とする「サステナブル経営指標要件型」の譲渡制限付株式報酬を新たに導入する。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額および当社が発行または処分する当社普通株式の総数は、従来の「勤務継続型」と「サステナブル経営指標要件型」を合わせ、2020年6月17日開催の第101期定時株主総会において承認された年額1億円以内および年70,000株以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	決議結果 (賛成割合)
第1号議案	962,780個	471個	3個	(注) 1	可決(99.95%)
第2号議案	962,841個	413個	0個	(注) 2	可決(99.95%)
第3号議案				(注) 3	
斎藤 悦郎	920,373個	42,878個	2個		可決(95.54%)
庭山 弘	926,627個	36,624個	2個		可決(96.19%)
酒巻 久	944,182個	19,069個	2個		可決(98.02%)
寺坂 史明	944,146個	19,105個	2個		可決(98.01%)
桑山 三恵子	944,200個	19,051個	2個		可決(98.02%)
前原 修身	944,246個	19,005個	2個		可決(98.02%)
山口 裕久	822,163個	141,087個	2個		可決(85.35%)
小田 恒直	943,432個	19,819個	2個		可決(97.94%)
長谷川 忠	943,416個	19,835個	2個		可決(97.94%)
横山 弘之	943,433個	19,818個	2個		可決(97.94%)
杉山 正樹	943,437個	19,814個	2個		可決(97.94%)
第4号議案				(注) 3	
西村 泰夫	962,799個	452個	3個		可決(99.95%)
第5号議案	944,422個	18,817個	15個	(注) 1	可決(98.04%)
第6号議案	961,904個	1,324個	26個	(注) 1	可決(99.86%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上